

新制度における税制

1 公益社団・財団法人

寄附税制

国税

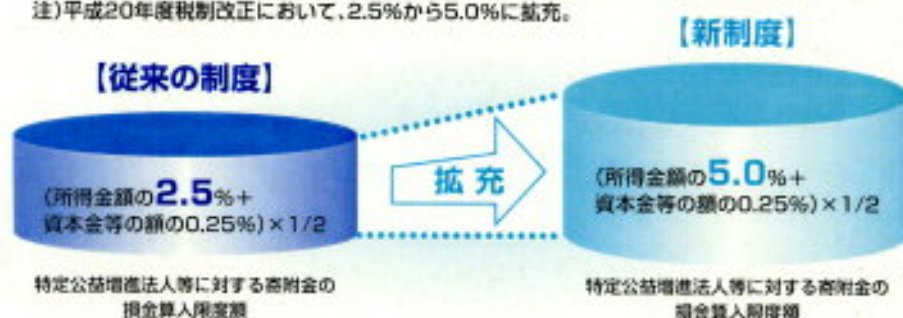
公益社団・財団法人は寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当

- ① 個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、その寄附額から2000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除

注)寄附額は、その個人の所得の40%相当額が限度。

- ② 法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、
(所得金額の5.0%+資本金等の額の0.25%)×1/2を限度として損金算入

注)平成20年度税制改正において、2.5%から5.0%に拡充。

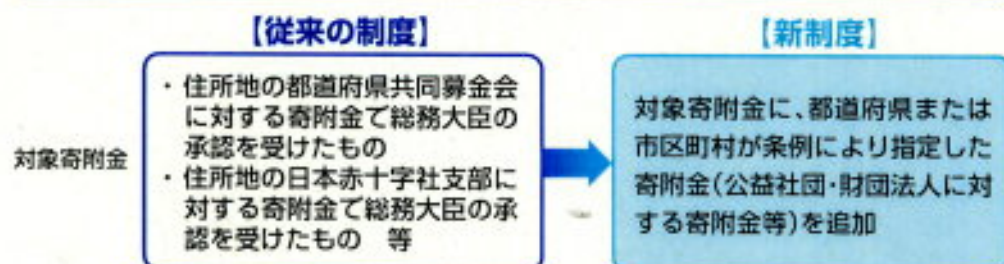


個人が公益社団・財団法人に対して財産を寄附した場合の特例措置 等

地方税

個人住民税における寄附優遇の措置 (平成20年度税制改正において抜本的に拡充)

- ① 都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金(公益社団・財団法人に対する寄附金等)が寄附優遇措置の対象寄附金



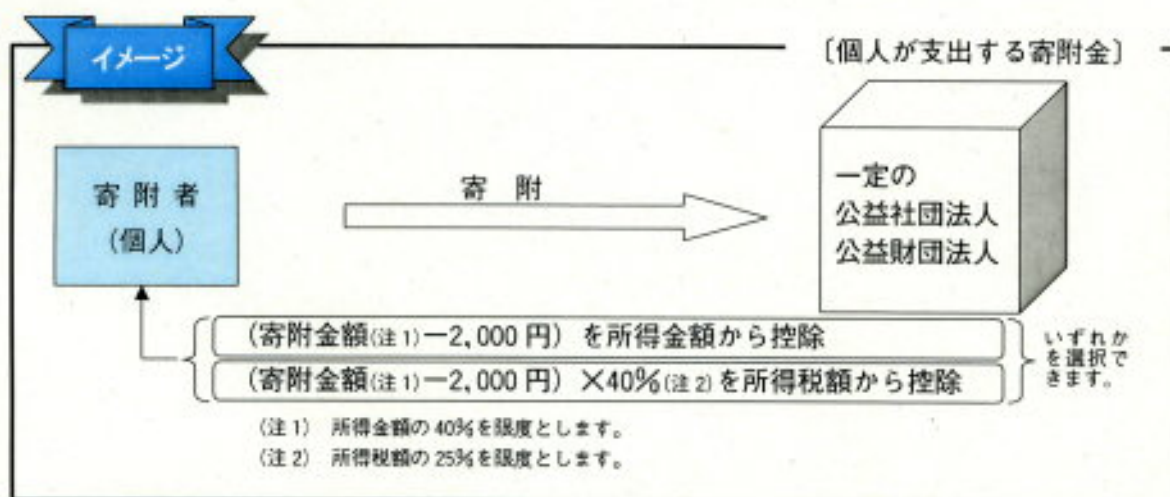
- ② 以下の金額を個人住民税の額から控除
- ア 都道府県が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×4%
- イ 市区町村が条例で指定した寄附金……(寄附金額-5,000円)×6%
- ※ 都道府県及び市区町村から重複して指定された寄附金は(寄附金額-5,000円)×10%

注1)優遇の対象となる寄附額は、その個人の所得の30%相当額が限度。

注2)平成21年度分以後の住民税について適用。

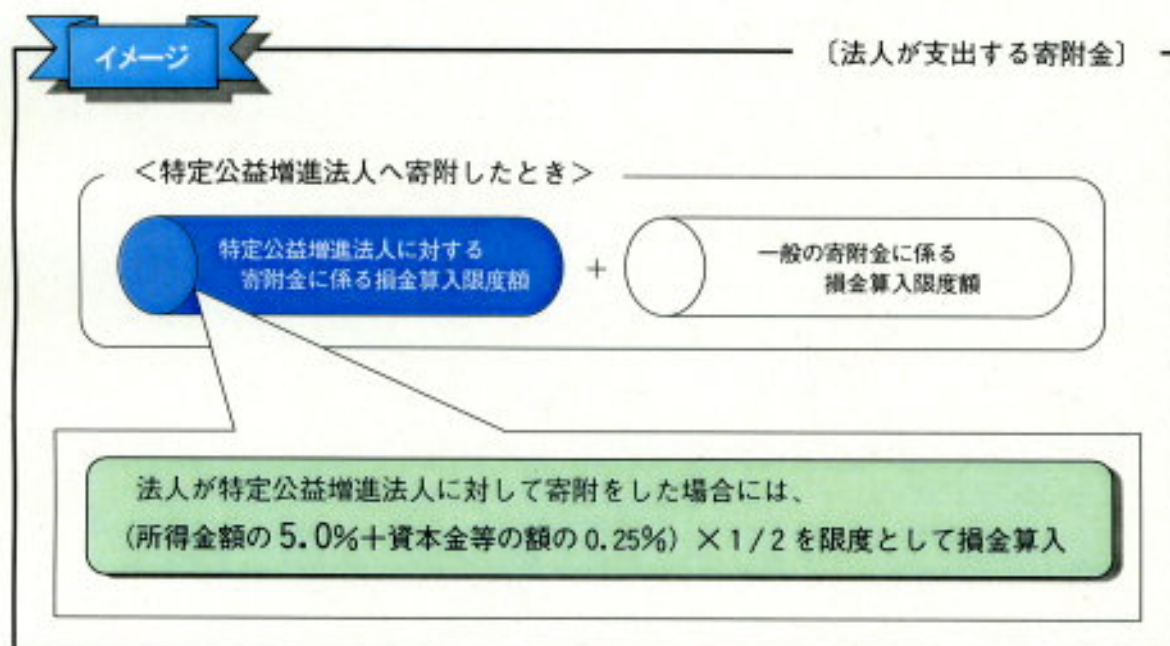
注3)寄附優遇指定の適用を受けるためには寄附者が確定申告等を行うことが必要。

注4)条例による指定を受ける際には、寄附者名簿の作成・保存など条例指定した市区町村の事務処理への協力が必要。



B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています(令77の2)。



(参 考)

- ・ 特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第217条又は法人税法施行令第77条において列挙されている法人をいいます。
- ・ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります(法37⑨、規則24、所令262、所規47の2③)。
- ・ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります(措法41の18の3②、措規19の10の4⑩)。